

## 第1章 健康で長寿を謳歌するまちづくり

### 第1節 豊かな福祉社会の形成

#### 1. 地域福祉

##### 現状と課題

少子高齢化、核家族化の進行などに伴い、福祉分野を取り巻く環境は大きく変化し、また、市民の福祉に対するニーズは多様化、複雑化しています。このような中、これまでは、国を中心に担われてきた社会福祉制度から、市町村を基盤とした制度へと変わり、さまざまなニーズを把握しながら、地域の実情に応じた適切な支援策を、地域に住む人々が共に助け合い、支え合う思いやりのある地域福祉という考えが重要になっています。

地域福祉の推進にあたっては、「自助・共助・公助」という役割分担の理解と意識の改革が課題であり、市民と行政が協働により進めていくことが不可欠となります。

本市の地域福祉活動は、社会福祉協議会と民生委員児童委員が主にその役割を担い、高齢者や障害者などを対象とした援護活動が行われています。今後、市民ニーズに応じた活動を充実させていくため、市民の福祉意識の向上を図り、ボランティア活動へ積極的に参加できる環境づくりが求められています。

地域住民並びに社会福祉事業者や地域ボランティアなど福祉活動に関わる人たち、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を活かしながら地域のつながりを強め、お互いに支え合えるような地域社会を形成していく必要があります。

##### (計画目標)

- \* 災害時要援護者避難支援体制の確立
- \* 生活困窮者への支援強化による自立促進

##### 施策の方向

- 地域福祉活動の拠点である社会福祉協議会や福祉ボランティア団体等との連携を強化するとともに、その活動を支援します。
- 老人クラブ、身体障害者協会、母子・寡婦福祉会、民生・児童委員会等の活動を積極的に支援します。
- 生活困窮者、中国帰国者等へ世帯の実情に応じた適切な指導援助を行い、健康で文化的な最低限の生活確保のため、生活保護制度等の適切な運用を図ります。

##### (主な取組)

- 地域福祉活動の支援、意識啓発の推進
- ボランティア・市民活動支援センターの機能強化・充実を支援
- 福祉スポーツ大会や市民福祉まつり等への参加促進
- 生活困窮者、中国帰国者等に対する相談及び支援体制の充実
- 家庭児童相談支援事業の推進

#### 2. 児童福祉の充実と子育て支援の推進

##### 現状と課題

本市における平成24年度の合計特殊出生率※1は1.89と全国平均の1.41や県平均の1.64を上回ってはいるものの、人口維持の目安となっている2.08を下回って推移しており、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化や都市化の進行による地域や家庭における子育て機能の

低下により、子育て世帯の多くが子育てに関して何らかの不安や悩みを抱えている状況にあります。

同時に、女性の社会進出の増大や経済情勢により、保育所の入所希望も年々増加しており、延長保育や一時保育のほか、病児・病後児保育や放課後児童対策など子育て支援策に対するニーズも多種多様化しており、仕事と子育ての両立を支援する取組と併せて子育て家庭への経済的負担の軽減が求められています。

また、国や県と比較して離婚率が高い本市においては、ひとり親家庭も増加傾向にあります。特に母子世帯については、就労面での課題なども多く、経済的支援策と自立支援策の充実と推進を図る必要があります。

今後は、「子は地域（シマ）の宝」の考えのもと、行政はもとより、市民・事業所・関係団体が連携して、働きながら子育てのしやすい、地域全体で子どもや子育て家庭を支える環境の整備を進めていくことが重要となっています。

※1【合計特殊出生率】  
15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が一生の間に産む子どもの数を表す。

## （計画目標）

### \* 結婚組数(婚姻届出数)

平成 27 年度 247 組 →  
平成 32 年度 275 組

### \* 毎年の出生数(出生届出数)

平成 27 年度 359 人/年 →  
平成 32 年度 404 人/年

### \* 待機児童数(3/31日現在)

平成 27 年度 111 人 →  
平成 32 年度 0 人

### \* 子育てサークルへの親子の利用組数

平成 26 年度 1,138 組 →  
平成 32 年度 1,500 組

## 施策の方向

- 子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、保育所における延長保育、障害児保育、一時保育などの特別保育事業の実施に加え、病児・病後児保育等の多様な保育の提供と放課後児童の健全育成事業の推進に努めます。
- 地域における子育て支援の拠点づくりとして、子育て家庭が気軽に集まって相談や交流、子育てに関する情報提供を行う地域子育て支援センターの内容拡充を図ります。
- 出産祝い金の支給や子ども医療費の助成を拡充し、保育所・幼稚園における多子世帯保育料の軽減など、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。
- ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図るため、関係機関と連携した各種相談・支援体制を充実します。

## （主な取組）

- 特別保育（延長保育、一時（預かり）保育、障害児保育等）、病児・病後児保育、家庭的保育など各種保育事業の実施
- 放課後児童クラブ(学童クラブ)施策の推進
- ファミリー・サポート・センター事業の活用推進
- 地域子育て支援センターの充実
- 出産祝い金の支給
- 子ども医療費の助成拡充
- 多子世帯保育料軽減事業の実施
- ひとり親家庭医療費の助成や母子生活支援施設「ひまわり寮」を通じた自立支援や母子家庭自立支援給付金の活用促進

# 第1章 健康で長寿を謳歌するまちづくり

## 3. 高齢者福祉

### 現状と課題

高齢者福祉は、高齢者が長年にわたって社会の進展に寄与してきた方々であるとともに、豊富な知識と経験を有していることから敬愛され、生きがいを持って健康で安心した生活を送ることができるよう社会全体で支えていくことが重要と考えます。

高齢化の進展とともに介護を必要とする高齢者が増加する一方、核家族化の進展や独り暮らし高齢者世帯の増加などを背景に介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるため、平成12年4月に始まった介護保険制度も16年が経過しました。

この間、サービスの利用量や事業者数の大幅な増加などにより、国民の介護に対する不安を解消するサービスとして確実に定着しつつあります。しかしながら、近年のサービス利用量の伸びとともに、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えることや、認知症高齢者、独り暮らしの高齢者の増加といった社会的な要因により、制度そのものへの負担が次第に大きくなりつつあります。

こうした課題に対し、高齢者の「自立支援」と「尊厳の確保」を基本とし、「自助・互助・共助・公助」による地域包括ケアシステム構築の推進、サービスの質の確保・向上など多様な取組が求められています。

### (計画目標)

#### \* 老人クラブ会員数

平成27年度 3,893人 →  
平成32年度 4,150人

#### \* シルバー人材センター会員数

平成27年度 345人 →  
平成32年度 450人

### 施策の方向

#### (1) 高齢者が地域を支え元気をつなぐまちづくり

- 高齢者が、長年の経験で培った知識や技能を生かして積極的に社会参加し、働き、楽しみ、地域活動を行うなど、生きがいを持った生活を送れるよう、活動機会の充実を図り、活力ある高齢期の実現を目指します。
- 鹿児島県の「すこやか長寿社会運動」等と連動し、地域社会の担い手として生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進します。
- 高齢者が生活習慣病を原因とした要医療・要介護状態に陥ることを予防することや、健康寿命※2の延伸及び生活の質の向上を図るために、高齢者の主体的な健康づくりの施策を進めます。
- 高齢者の就業意識の高まりと多様化に対応するための組織の強化を促すとともに、高齢者の生きがいづくりの場や生活の安定確保を目指します。
- 高齢者が気軽に外出し、多様な社会参加の機会を通して生活の質を高めながら自立することを支援していくために、交通機関や健康増進施設の利用補助などを実施します。

#### ※2【健康寿命】

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる期間のこと。

#### (主な取組)

- 社会参加の促進と活動機会の充実
- 老人クラブ育成事業
- 生活習慣病を原因とした要医療・要介護状態に陥ることを防ぐ予防事業
- シルバー人材センターの育成・支援
- お達者ご長寿応援事業(交通機関等利用補助券の発行)の実施

## (2) 支えあいの地域づくり

- 地域包括ケア※3の中核拠点となる地域包括支援センター※4を中心に関係団体とのネットワークづくりを推進し、各分野からの情報の収集・整理・効果的な提供方法の確立を目指します。
- 地域福祉活動の拠点である社会福祉協議会や福祉ボランティア団体等との連携を強化するとともに、その活動を支援します。
- それぞれの地域で高齢者の実態を把握し、地域住民や関係団体などによる地域見守りネットワークの構築を推進します。
- 高齢者の自立心を損なうことなく生活できるよう支援に努めます。
- 市内に生活支援コーディネーター等を配置し、地域での助け合い活動の創出など、地域づくりに取り組みます。

### ※3【地域包括ケア】

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活が送れるような介護サービスをはじめ、さまざまなサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて提供されること。

### ※4【地域包括支援センター】

介護保険法に基づく機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定などさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことを主な業務としている。

### (主な取組)

- 地域包括支援センターの機能強化
- 高齢者関係団体との連携強化
- 保健・医療連携の高齢者見守りネットワーク基盤構築の推進
- 軽費老人ホームの適正運営
- 生活支援コーディネーター等の配置

## (3) 介護保険制度の円滑な運営

- 介護保険サービスの適切な運用とサービスの質の向上を目指して保険給付の適正化に努めます。
- 在宅サービスにおいては、できるだけ住み慣れた地域で生活ができるよう要介護者の状況等を把握し、適切な保険給付が継続されるよう支援・調整を行い、サービス向上を目指します。
- 施設サービスにおいては、要介護者の動向、入所待機者の実情を把握するとともに、入所施設において高齢者が尊厳を保って心豊かな暮らしができるよう支援していきます。
- 地域密着型サービスにおいては、サービスの質の確保、運営評価など適正な運営の支援を行っていきます。

### (主な取組)

- 在宅サービスの確保に向けた在宅サービス提供事業者の支援
- 施設サービスの確保に向けた事業所との連携強化
- 介護サービスの質的向上のための介護技術の向上やケアプラン※5作成の助言・指導、及び「地域ケア会議」の定期的開催や研修会の開催

### ※5【ケアプラン】

要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に沿った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のこと。

## (4) 介護予防の充実と地域包括ケアの推進

- 高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供されるために、関係分野が連携して取り組める体制を整備していきます。
- 要介護状態になる恐れのある高齢者を対

象に通所又は訪問により要介護状態になることの予防に努めます。

- 全ての高齢者に対して介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防活動の育成・支援を実施します。
- 地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士・主任ケアマネージャー等各職種が相互に連携・協力しながら介護予防ケアマネジメント※6、総合相談及び権利擁護・包括的継続的マネジメント支援の各事業を実施します。
- 地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業に取り組んでいきます。
- 認知症に対する理解を深めるために正しい情報を普及啓発し、認知症の早期発見や治療へと結びつける窓口を整備するとともに、認知症対策への取組を住民や関係機関と協働で推進します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の実施により、高齢者が地域で元気に暮らし続けることができるよう、介護予防の視点を重視した取組を推進します。

#### ※6【ケアマネジメント】

個々の要介護者の生活状態に合わせて、要介護者のニーズを明らかにし、ニーズに合致する社会資源についてのきめ細かいケアプランを作成し、これに基づいて実際にサービス等の社会資源を提供していく仕組みのこと。

#### （主な取組）

- 介護予防事業の充実
- 包括的支援事業の推進
- 認知症の早期発見や治療に向けた普及・啓発事業の推進
- 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の 実施（平成29年4月より実施）

## 4. 障害者福祉

### 現状と課題

近年、措置制度から支援費制度、障害者自立支援法から障害者総合支援法と制度が次々と変更していくなかで、県においては、平成26年から「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が制定され、だれもが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心と尊厳を持って暮らせる社会を築いていく必要があります。そのためには、障害者の生活においても当然の権利として、主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなど、あらゆる活動に参加できる機会を保障された社会、また、物理的にも精神的にもバリアフリーの社会を目指していかなければなりません。更に、より一層のコミュニケーションの発展を目標とした情報のバリアフリー化も必要です。

本市では、障害者を取り巻くさまざまな課題に具体的に取り組む指針として第4期「チャレンジド・プラン奄美」（奄美市障害者計画・障害福祉計画）を平成26年度に策定し、障害者の自立の促進や社会参加、障害者にやさしいまちづくりを目指した施策を推進しています。また、平成25年度からは、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

この障害者総合支援法において、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計

画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げています。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」は平成24年10月から施行され、障害者に対する差別的取扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」については平成28年4月から施行されています。そうした仕組みを踏まえながら、障害者が必要なサービスを利用して、地域でなごやかに暮らせるように、市民一人ひとりが障害に対する理解を深め、地域社会の中で支え合うための仕組みづくりを進めるとともに、障害福祉サービスの充実や障害者の雇用と就労を促進する必要があります。

「ノーマライゼーション※7」の理念を具現化していくよう、全ての市民が地域において、生き生きと自立した生活を送るために、ともに生き、支え合う社会づくりを目指し、「自分らしく輝き、いつまでも暮らせる地域（まち）づくり」の実現に向けた施策の推進が求められています。

#### ※7【ノーマライゼーション】

全ての人が家庭や地域で共に暮らし、普通の生活を送ることができる社会をつくるという考え方。

#### （計画目標）

##### \* 就労支援施設数

平成27年度 8施設 →

平成32年度 10施設

##### \* 障害者グループホーム

平成27年度 5施設 →

平成32年度 6施設

#### 施策の方向

- 一人ひとりのライフステージ※8に応じて、障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・治療や事故防止対策を推進するとともに、各種福祉サービスの充実を図るなど、生活支援施策の充実を図ります。
- 精神障害者に係る保健・医療・福祉など関連施策の取組を促進し、社会的入院者の退院・地域定着支援を行います。特に、地域活動支援センターの機能強化を図るとともに、地域自立支援協議会の活性化による地域の障害福祉に関するシステムづくりに努めます。
- 障害者が住みなれた家庭や地域の中で、安心して生活できるよう、生活の場の確保及び働く場の確保を行い、障害者の自立を促進します。
- 道路や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、障害の有無にかかわらず、お互いが理解し合い、助け合うやさしさに満ちた風土の醸成を図ることによって、人にやさしいまちづくりの実現を目指します。
- 保健所、医療機関など関係機関との連携を図りながら、障害の早期発見に努めるとともに、障害児の早期療育・訓練等の充実を図ります。また、療育の必要な子どもとその家族を支援するため、小学校、幼稚園、保育所等をはじめ、関係機関との連携を図りながら、療育体制の充実に努めます。
- 障害者の社会参加を促進するため、文化・スポーツ・レクリエーション活動への積極的な参加を促進するとともに、交流の場やコミュニケーション機会の提供・充実を図ります。

# 第1章 健康で長寿を謳歌するまちづくり

- 障害者の自立と社会参加を促進するためには、それを支える「人」の確保や「情報の共有」が重要であり、専門職員の確保や育成、情報提供の充実に努めます。
- 障害者の社会的・経済的自立と社会参画を支援するため、さまざまな学習機会の提供や公共職業安定所等と連携しながら、事業者の理解と協力を求め、障害者の就業機会の拡大及び雇用条件の改善に努めます。
- 全ての市民が、障害者に対する理解を深め、思いやりのある心をもって自主的に福祉のまちづくりに取り組むことができるよう、あらゆる機会を通じて障害者や障害福祉に関する市民の意識の啓発に努めます。

## ※8【ライフステージ】

人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のこと。

## (主な取組)

- 居宅サービス、日中活動系サービスの充実
- 地域生活支援事業の充実
- 地域移行支援協議会への参画
- 地域自立支援協議会の活性化
- ライフステージに応じて安心して相談できる場と活動できる場の確保
- 日中活動の場やグループホーム等の生活施設の設立支援
- バリアフリーに配慮した施設整備の推進
- 情報提供体制の充実
- 療育ネットワーク会議の開催、療育システムの構築検討
- 障害者スポーツ大会、各種イベントへの参加支援
- 障害者就業・生活支援センターとの連携体制の確立
- 障害の理解を深める啓発、広報活動の推進
- 各種給付事業及び助成事業の継続実施

## 第2節 保健・医療の充実

### 現状と課題

本市においては、少子高齢化の進行、生活習慣病の増加、早世、自殺率の増加や様々な感染症の発生などにより、地域の保健行政に対するニーズが多様化しています。

さらに、市民の疾病構造をみると、悪性新生物、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症※9などの生活習慣病が大部分を占めていることから、疾病の早期発見とともに、子どもの頃から正しい生活習慣を身につけることが重要といえます。また、近年、精神疾患が増えつつあり、心の健康づくりが大きな課題となっています。これらの疾病とともに医療費全体が増加していることから、持続可能な医療保険制度の実現に向けて医療費適正化を推進していく必要があります。

また、母子保健分野においては、核家族化や少子化の進行により、家庭や地域における子育て力が弱まり、妊娠・出産・育児にかかる不安や負担が大きくなっていることから、安心して子どもを産み、育てるための支援策の充実や地域づくりが重要となります。

以上のことから、保健・医療・福祉の連携を図り、市民ニーズに対応した情報や健康づくりのための機会提供など、総合的な施策を進めていくことが求められています。

## ※9【脂質異常症】

血液中に含まれる脂質が過剰、不足している状態を指す。高脂血症から脂質異常症に改名された。

## (計画目標)

- \* 各種健診(検診)の受診向上

## 施策の方向

### (1)健康づくりの推進

- 妊婦健診の充実や小児医療、周産期医療等、母子保健医療の充実を図り、特に妊娠・出産・育児にかかる切れ目ない支援が提供できるよう母と子の健康づくり・育児支援対策を推進します。
- 「健康あまみ21」の中間評価報告書による新たな指標に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を促進し、特定健診・保健指導等の保健事業等、予防対策を推進します。
- 栄養教室や栄養指導をより充実化し、生活習慣病の予防と健康づくりの推進に努めます。
- 感染症予防対策の充実と市民への情報提供、周知に努めます。
- 近年増加しつつあるうつ病に関する予防対策を図り、あらゆる年代における心の健康づくりに努めます。

#### (主な取組)

- 妊婦健診、乳幼児健診、健康教育、各種健診、相談事業の充実
- 母子保健医療への助成内容の充実
- 妊娠・出産包括支援事業の実施
- 栄養教室、栄養相談、食育の推進
- 各種予防接種事業の実施

### (2)医療費の適正化に向けて

- 健康意識の向上を図り、重病化の予防に努めます。
- ジェネリック医薬品※10の普及・促進を図ります。
- レセプト※11点検、重複・頻回訪問指導等を実施し、適正な国民健康保険の運営に努めます。

- 国民健康保険税の徴収率は年々向上していますが、さらなる向上に努めます。

#### ※10【ジェネリック医薬品】

後発医薬品。特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造あるいは供給する医薬品のこと。これに対して先発の新薬は、先発医薬品と呼ばれる。開発等コストのかかった先発医薬品(新薬)に比べ、後発医薬品は安価であるため、薬価代の低減効果につながると言われている。

#### ※11【レセプト】

患者が受けた診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合等)に請求する医療費の明細書のこと。

#### (主な取組)

- 特定健診・特定保健指導の実施、若年者への健診の実施及び危険度の高い者への健康指導
- ジェネリック医薬品の差額通知等
- レセプト点検、訪問指導体制の充実
- 徴収率の向上等による保険財政の健全化
- 国民健康保険の広域化への対応

### (3)保健・医療・福祉・介護の連携

- 国立療養所奄美和光園の将来構想に基づく、地域に開かれた施設としての事業推進と広報、啓発活動に努めます。
- 関係職員の知識の向上を図り、業務の連携に努めます。

#### (主な取組)

- 定期的な勉強会及び意見交換会の実施
- 各分野に関する市民の状況や相談事項などの情報の共有化

